

教育・保健・福祉に関するネットワーク

- S県における学校と外部機関との連携に関する調査研究 - (第 報)

戸賀沢亮子 埼玉県立富士見高等学校・本学部非常勤講師
石戸教嗣 総合教育科学講座

キーワード：非行、いじめ、発達しょうがい、ニューカマー、学習支援

5 . 非行・いじめなどの問題行動のある児童・生徒をめぐる学校と外部機関の連携

戸賀沢亮子

5-1 非行・いじめなどの問題行動の実態

近年、大きな社会問題となっている非行やいじめの問題は、依然として相当数に上り、複雑化、多様化している。

少年法によれば、審判に付すべき少年非行の定義として、犯罪少年、虞犯少年、触法少年、要保護児童とされる。S県においては、凶悪犯や粗暴犯等の刑法少年は減少傾向にあるが、万引きなどの触法少年は増加傾向にある。しかしながら、S県の刑法少年の数は全国4番目である。また、少年非行の低年齢化、再非行化、集団化が問題となっている。

いじめ問題について、文部科学省は、2006年度より、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義している。しかし、2010年度の「問題行動調査」結果において、いじめの実態把握の取組について、いじめを認知した学校と認知していない学校との間で、依然としていじめの実態把握のための取組に差が見られることから、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと言及している。いじめの認知に関しては、従来から府県間の違いや調査時期の違いが大きいことが指摘されている。S県について言えば、以前、いじめの出現率が全国平均の19.5倍であるという数値が報告されたこともあるが(S県教育委員会 2007)、2011年度の文部科学省の「問題行動調査」では全国平均の約1/3となっている。このことから、いじめの実態把握の困難さがうかがえる。

5-2 本調査で挙げられたケース

本調査において、非行・いじめなどの問題行動を、「学校だけで解決できない子どもの問題」事例として挙げられた中には、かなり深刻と思われるケースも含まれていた。

まず、数的に見るならば、非行・いじめなどの問題行動について言及されたケースは、合計で128ケースであった。全ケースに占める割合は、 $128/669$ ケース=19.1%である。本調査において、「学校だけで解決できない子どもの問題」として不登校について多く回答されていた。校種別に見ると、小学校：52/370 ケース=14.1%、中学校：75/294 ケース=25.5%であった。中学生においては、思春期の課題とからんで、問題が顕在化していくと考えられる。

回答の中には、加害者のないじめの問題だけでなく、いじめの被害者が不登校などの問題に陥ってしまったケースもあった

「小学校の頃のいじめが原因（親、本人の意見）で、中学入学後、一度も登校していない。」（ケース No.49）。

つぎに、挙げられた 128 ケース(小学校 52 ケース、中学校 75 ケース、校種不明 1 ケース)と関連のある問題を分類すると、図表 5- 1 のようになった。

ケース 問題の内容 (全 128)	非行・いじめなどの問題行動	保護者対応	不登校	学力の問題	家庭の経済問題	特別支援教育が必要	被虐待	保護者の病気による子どもの学校生活への支障	外国人の親とのコミュニケーション	その他、具体的内容不明
小学校	52	17	14	17	18	13	9	4	2	1
中学校	75	17	17	10	7	6	5	1	1	0
不明	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	128	35	31	27	20	19	14	5	3	1

図表 5-1 非行・いじめ等の問題行動と関連問題

これによると、小学校において、非行・いじめなどの問題行動と関連した問題として多かったのは、学力の問題及び保護者対応（32.7%）、不登校（26.9%）、特別支援が必要及び家庭の経済的問題（25.0%）、被虐待（17.3%）が、10%を超えていた。中学校において、非行・いじめなどの問題行動と関連した問題として多かったのは、保護者対応及び不登校（22.7%）、学力の問題（13.3%）が、10%を超えていた。校種不明のケースは、不登校と関連があった。

非行・いじめなどの問題行動を単独回答したケースは、小学校：12/52 ケース(23.1%)、中学校：40/75 ケース(53.3%)であったが、事例内容の記述には、他の問題が含まれているケースが多くあり、非行・いじめなどの問題行動が単独の問題であるとは考えにくい。

非行・いじめなどの問題行動の背景には、被虐待や保護者・家庭の問題があり、結果、子どもの不登校や低学力の問題に結びついていることが考えられる。法務技官であった小栗によれば、日本で調べても、アメリカで調べても、学業不振の子どもは非行化しやすいという。（小栗 2010）本調査でも、以下のような記述があった。

「兄による暴力、学力不振、この母子家庭に出入りする男性による虐待。近隣に住む実父の育児能力のなさ。本人の万引き。実父の低収入。（実父が近所に住んでいたため、関わりを持っていた）」（ケース No.81）

「無計画の出産。非就労で経済困窮。ライフラインストップ。排便は、公園や学校ですませ、毎朝公園へ水くみに行かされる。家賃払えず、マンション追い出され、ビジネスホテルに宿泊。料金不払いで親逮捕。兄弟姉妹は別々の児童相談所へ送られ、バラバラ。」（ケース No.142）

「子どもだけで、夜を過ごし、朝食を与えない。時には、夕食も与えない。家の中がゴミだらけで、寝も、学習もしていない。非行行動がある。」（ケース No.186）

また、子ども自身が抱える障がいに適切な手当てがなされず、非行・いじめなどの問題行動を引き起こしているともケースもあった。

「発達障害の二次障害になってしまい、非行など問題行動がはじまる。保護者に協力、呼びかけ等行うが、解決がなかなかできなかった。」(ケース No.90)

「4年生から暴力行為が目立ち、アスペルガー的診断を受けた。気に入らないと、逃避、暴力を起こす。」(ケース No.210)

児童精神科医の杉山は、ADHD という育てにくさがあった場合、そこに虐待が加えられたとき、非行という問題行動に結びつくと述べている(図表 5-2)。

図表 5-2 ADHD と非行の依存度(杉山 2007)

	虐待なし	虐待あり	計(平均年齢)
非行なし	36名	62名	98名(7.5歳)
非行あり	4名	71名	75名(11.5歳)
計	40名	133名	175名(9.3歳)

2004年の家庭裁判所における面接調査において、PDD(広汎性発達障がい)が疑われた事例は、2.4%、ADHDが5.7%、MR(Mental Retardation)2.2%という結果がある。本調査においても、非行・いじめなどの問題行動と関連した問題として、小学校25.0%、中学校8.0%のケースに特別支援教育が必要という結果がでている。2002年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果の小・中学校の通常の学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数について、その可能性のある児童生徒が約6%程度の割合であるが、本調査における非行・いじめ等の問題に関係した特別支援教育が必要な子どもの割合は、文部科学省の調査を上回っている。子どもの何らかの障がいが、直ちに非行やいじめなどの問題行動に結びつくとは言えないが、二次障害としての問題行動ととらえることはできると考えられる。

5-3 非行・いじめなどの問題行動に関して学校以外に関係した機関や組織・人と関係機関との連携

非行・いじめなどの問題行動について、小学校では、84.6%が外部機関と連携しており、どことも連携していないのは15.4%であった。中学校においては、93%が外部機関と連携しており、どことも連携していなかったのは7%であった。

外部機関の連携先として、小学校では、外部機関と連携のあった44ケース中、教育委員会29件、児童相談所20件、民生・児童委員・主任相談員18件、教育相談室17件、スクールカウンセラー13件、教育支援センター及び警察10件、病院・クリニック及び子育て支援課9件、中学校8件、特別支援学校及び家庭児童相談室支援課7件があげられ、事例の10%を超えていた。中学校では、外部機関と連携のあった70ケース中、警察53件、教育委員会26件、児童相談所20件、

スクールカウンセラー15件、家庭裁判所15件、民生・児童委員・主任相談員13件、教育相談室13件、保護司10件があげられ、事例の10%を超えていた。

特に、中学校においては、非行・いじめなどの問題行動について外部機関と連携した70ケース中、53ケース(75.7%)が警察と連携しており、中学校における非行・いじめなどの問題行動の深刻さを表している。家庭裁判所15件(21.4%)、保護司10件(14.3%)などにも、中学校の非行・いじめ等の問題の深刻さが表れている。

連携内容として、次のような記述があった。

「暴力行為、万引き、喫煙等。」(ケースNo.241)

このケースでは、教育委員会や警察だけでなく、家庭裁判所、保護司とも学校は連携している。

「2年、3年で傷害事件を2度起こし、3年の夏から静岡の短期少年院に入院し、1月に退院した。」(ケースNo.372)

このケースでは、警察だけでなく、家庭裁判所とも学校は連携していた。

義務教育の場合、公立学校においては、「退学」ということがないため、警察に補導されたり、自立支援施設や少年院に送致された後、また地域の学校へ戻ることとなり、社会更生も学校の課題となることがある。

S県では、2002年度より、学校・地域・警察との連携による、中学生を対象とした非行防止対策の効率的に推進するため、スクールサポーター制度を導入した。スクールサポーターは、中学校の要請に基づいて派遣され、生徒の非行や問題行動について、生徒指導の面から学校を支援する活動を行う警察職員であり、主に退職警察官がその職についている。

また、本調査では、3件と少なかったが、文化的背景(外国人親とのコミュニケーション)の違いから、学校生活が上手くいかず、問題行動を起こす事例もあった。

「保護者が外国籍で言葉が通じず、理解がない状況で、本人の問題行動が続いた。日本語指導を継続的に実施することで少しずつ回復してきた。」(ケースNo.316)

「父親に逃げられて母子家庭が、他の児童のたまり場となり、様々な問題がおこる。」(ケースNo.646)

年々、ニューカマー、移民、難民が増加傾向にあり、今後は、外国人の親を持つ子どもたちへの対応が大きな課題となっていくと予想される。

本調査において、非行・いじめなどの問題行動に関して外部機関と連携のないケースも、小学校5件(9.6%)、中学校8件(10.7%)あった。連携がなくて困った点として、保護者の非協力的な姿勢が記述されていた。

5-4 今後の課題

非行・いじめなどの問題行動の背景には、家庭や保護者の問題、そして子ども自身の障がいがあることがわかった。したがって、子どもの非行・いじめなどの問題行動については、図表5-3のような原因・背景を考慮しながら、連携のあり方を考えていく必要がある。(なお、図表5-3は、本調査を元に、戸賀沢が作成した。)

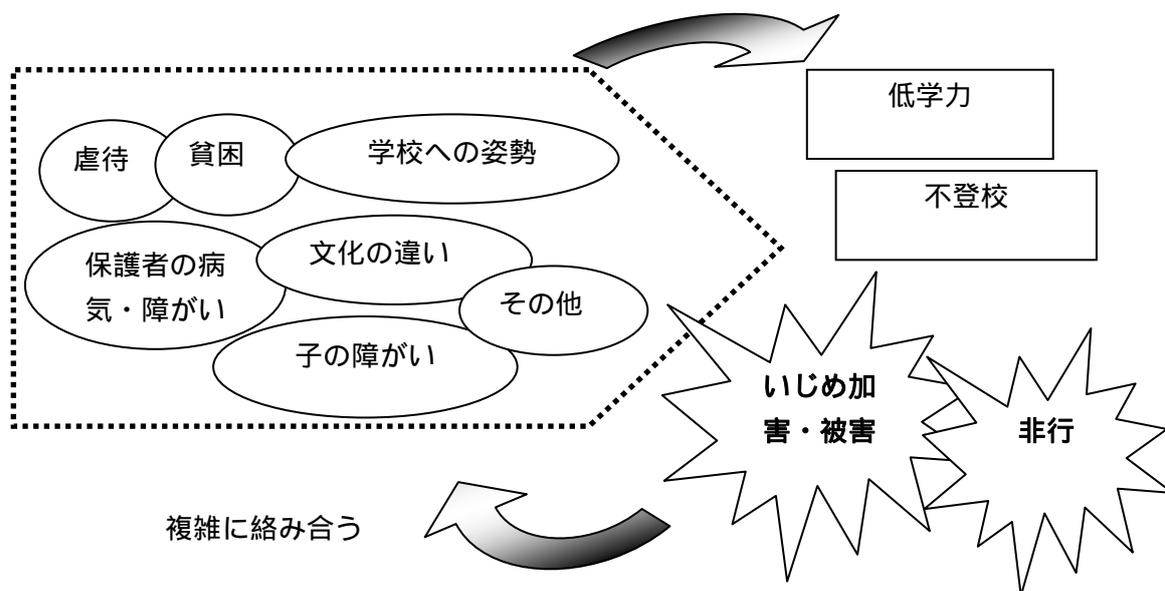
さて、本調査でおこなった校長へのインタビュー調査において、小学校と中学校においては、校内連携のあり方に差が見られた。

小学校では、比較的情報共有が少なく、組織対応が少ないことが上げられた。原因として、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、特別支援コーディネーター等もすべて担任との兼務のた

め、他のクラスに手が回らず、組織として取り組みにくい状況があった。

中学校では、問題が大きくなりやすいこともあり、担任はすぐに学年主任へ相談し、学年主任は学年会において、情報共有や話し合いを行い、方向性を出すことが可能であった。また、生徒指導委員会・教育相談委員会が、週1回開かれ、学年代表、各主任、養護教諭などが常時情報共有に努め、各委員会会議には管理職が参加していた。

非行・いじめなどの問題行動について、外部機関との連携なしの回答が、小学校 15.4%、中学校 6.7%であったが、このような校内連携状況から、外部機関とも結びつきにくい小学校の状態が推察される。



図表5-3：非行・いじめなどの問題行動の原因・背景として考えられること（戸賀沢作成）

学校が外部機関と連携を要する問題は多様であり、その問題の性質によって連携のあり方が異なる。

したがって、非行・いじめなどの問題行動について、問題行動そのものへのアプローチもさることながら、学校だけで解決しようとせず、問題行動の背景や原因へ働きかける多様な外部機関との連携を念頭におく必要がある。そのためには、教育だけでなく、福祉、医療、保健等の専門的な知識を持ち、学校と外部機関をコーディネートし、ネットワークを構築する職が必要となる。

2008年より、文部科学省では、「問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく」とし、スクールソーシャルワーカーの活用事業を開始した。

さらに、文部科学省は、大津のいじめ自殺事件(2012)をうけ、いじめ問題で学校や児童生徒を支援する専門家の組織を全国200地域に専門組織を設置することを柱とする総合的ないじめ対策を発表した。

これらの事業が充実し、非行・いじめなどの問題行動がみられる児童生徒の問題解決が図られることは、個の子どもの問題解決だけではなく、学校全体が、落ち着いた環境と充実した教育に

つながるであろう。そのためには、子どもの問題について、校内においても、外部機関との連携を構築しようという管理職・担任・養護教諭等教員全体の意識改革が不可欠である。

しかし、他方では、47 都道府県教育委員会のうち、10 教育委員会が地元警察との新たな連絡会議を立ち上げ、いじめ対応に悩む学校が早めに警察と対処していく方針が打ち出されたとの報道があった。(朝日新聞 2012/11/2)。これは、非行やいじめに効果のある方針なのだろうか。

今回のインタビュー調査に協力して下さったある中学校の校長の取組を紹介する(下線部は戸賀沢)。

下手に警察使っちゃうと、逆効果になっちゃうんで。ほんとにがんがん暴れて、ドアががん蹴っ飛ばしているときに、対教師やっちゃったときも、あそこで 110 番するかなっていうことが何回もあったんですよ。だけど、僕たちはしなかった。それを、補導に変えてもらって、「承知補導」って言うんだけど、警察に連絡したら、「一番効果のあるやり方を教えてくれ」って言ったら、「じゃあ承知補導どうかなあ」って言うから、次の日の朝の職員集会でそれを提案したら、「警察に被害届出しません」と。「事件にはしません」と。「本人にきつい注意してもらいます、それはやります」、っていうことが 3 回あったんですよ。あの時 110 番したら、即効性はあったかもしれないけど、「警察に言ったな」ってことになって、反感、反抗するかっていうんで。そこらへんはもう信頼関係ですから、「俺はおまえら警察に売らない」ってずっと言い続けたんです。「だけど悪いことしたんだから」って警察に行ってもらって。そのかわりその親も、一所懸命フォローしましたし、カウンセラー呼んで親の面談いれたりね。ま、お母さん、自分の悩みもね。だから、ほんとにお母さんからしょっちゅう電話あったしね。お母さん、子どもが来たらしょっちゅうここに座っててくれてね。すごい協力的になった。校長も教頭も先生方も、落ち着いてくれるっていう状況も、まあ、その子も今給食の間際に来るんだけど、教室に入れないから、ここに食べに来てくれる。二人で馬鹿な話しながらね。「どうする？」って言うと、「帰る」って。前は、帰らないでふらふらして、悪い仲間引っ張ってきて、屋上上っちゃたりして、タバコすったりしてたんだけど、もうしなくなったですね。

関係機関の協力は求めるけど、変えられるのは学校ですね。心はね。関係機関は、心まではなかなか、成長させてくれない。処理はしてくれるけど。

引用文献

- S 県警察 『少年非行白書 平成 24 年度』 2012
文部科学省 『平成 22 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』 2010,2012
S 県教育委員会 『いじめに関する実態調査結果報告書の概要』 2007
小栗正幸 『発達障害児の思春期と二次障害予防のシナリオ』 ぎょうせい,2010
杉山登志郎 『子ども虐待という第四の発達障害』 学習研究社,2007
藤川洋子 『発達障害と少年非行・司法面接の実際』 金剛出版,2008
文部科学省 『通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査』,2002
S 県警察本部長 『S 県警察スクールサポーター運用要綱』,2002

文部科学省『スクールソーシャルワーカーの活用事業』,2008
埼玉新聞 2012年9月6日「いじめ対策」
朝日新聞 2012年11月2日「いじめ早めに警察と対処」,2012

参考文献

全国児童自立支援施設協議会『非行問題』NO.214,2008
全国児童自立支援施設協議会『非行問題』NO.217,2011
橋本和明『発達障害と思春期・青年期～生きにくさへの理解と支援』明石書店,2010
土井隆義「ある「暴力事件」をめぐる記述のミクロポリティクス」中川伸俊・北澤毅・土井隆義
編『社会構築主義のスペクトラム』,ナカシヤ出版,2005
杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』学習研究社,2007,

6．外国につながりがある児童・生徒をめぐる学校と外部機関の連携

石戸教嗣

6-1 ニューカマーの子どもの実態

「外国につながりがある子ども」、いわゆるニューカマーの子どもをめぐる問題が学校現場で顕在化したのは、南米日系人の移民の来日が容易になった平成元年の入管法の改正以降である。

S県において外国人の

学齢期の児童生徒の正確な数は把握されていないが、2010年外国人登録者数(年齢別)から推測すると、実数で約7000人にのぼると思われる。これは、同年同県の小中学校に在籍する全児童生徒数の1.2%になる。ただし、これには地域差があり、本調査が対象とした地域はいずれも外国人登録者の比率が県平均より高い市部であり、外国人児童生徒の率も県平均より高くなると思われる。

なお、S県において「日本語指導が必要な児童生徒」の数は毎年約1000人である。来日後の学校での日本語指導のやり方は市によって異なるが、おおよそ約6か月の取り出し授業の後は、普通の児童生徒として通常学級で授業を受けていると思われる。

このとき、実際には、学習についていくだけの日本語能力がついていないにもかかわらず、学校・教師は、彼らが日常言語をこなすことで、学校生活に支障がないと判断することがある。さらに、実際には十分な言語能力がないために、引っ込み思案になったり、あるいは友達から何か言われても、言い返すことができないために、いじめの対象になるケースが多いのが現実である。

このように、一見して適応がなされているように思われる場合であっても、ニューカマーの子どもへの支援は長期にわたって継続してなされる必要がある。

6-2 本調査で挙げられた事例

ニューカマーの子どもが入学・転入するとき、そこには日本人の子どもとは違う面があるのはやむをえない。しかし、本調査において、「学校だけで解決できない子どもの問題」事例として挙げられた中には、その通常のレベルを超えて、かなり深刻と思われるケースも含まれている。

まず、数的に見るならば、ニューカマーの子どもについて言及された事例は全部で42ケースである。これは全事例に占める比率で言うと、 $42/669$ (ケース) $=6.3\%$ となる。この6.3%という率は、ニューカマーの子どもが全児童生徒数に占める割合が1.2%であるのを考慮するならば、やはり高いと思われる。ニューカマーの子どもは、学校で問題を顕在化させるリスクが高い存在であるという認識を持つ必要がある。

校種別で見ると、小学校が26ケース、中学校が16ケースである。これは、全回答ケースを母数にした割合で見ると、小学校は $26/370=7.0\%$ 、中学校は $16/294=5.4\%$ となる。小学校において問題が顕在化する率が高いのは、小学生の場合、保護者とのコミュニケーションが多くなるからであろう。

挙げられた42ケースについてその問題の内容を、小学校・中学校別に分類すると、図表6-1のようになる。

これによると、ニューカマーの子どもの問題の半数弱の20ケースが、日本語能力が不十分であることによるコミュニケーションの困難さとなっている。そのうち、7ケースは、親が日本語を

理解できないために、家庭への連絡がとれないことを挙げている。この7ケースのうち6ケースが小学校であるように、子どもが自立していない小学校において親とのコミュニケーションができないことの問題が大きい。子どもが日本社会に適應していくうえで、子ども本人の日本語指導と同時に、親の日本語指導も並行して進める必要があると思われる。

図表 6-1 ニューカマーの子どもに関する内容別問題
(1ケースで重複する内容を含む)

問題の内容(全 42 ケース)	計	小学 校	中学 校
コミュニケーションの困難さ	20	13	7
虐待	5	4	1
経済問題	5	2	3
子どもに障害	4	1	3
就学意識の低さ	3	2	1
家庭解体	2	1	1
文化の違い	2	1	1
不登校	1	1	0
学力	1	1	0
その他、具体的内容不明	5	2	3

ニューカマーの子どもについては、日本語による意志疎通ができないことが最大の問題であることは予想されたことではあるが、同時に深刻であるのは、虐待と関わっているケースが多いことである。これは、ニューカマーの子どもの多くは、連れ子として渡日することが多いためであろう。すなわち、外国人の母親が国際結婚で来日してから、母国にいる子どもを来日させ、養父と一緒に暮らす場合が多い。この場合、コミュニケーションがとりにくいことが父子関係を悪化させることがある。つぎの事例のように、実の父親でないことが、父子関係をぎくしゃくしたものにさせている場合もある。

「母親が外国人のため、コミュニケーションがとりにくい。本人の身体にあざがあり、母の再婚相手である父親から暴力を受けていると本人が話した。」(ケース No.520)

外国人は、就労の困難さや不安定な職業に就く可能性が日本人よりも高い。そのため、経済的問題を抱えている家庭もかなりある。

また、「障害」と重複しているケースの指摘もある。この場合は、障害によってもたらされる適応困難性は、異文化状況に置かれることによる緊張によっていっそう深刻なものとなる。

「生徒に発達障害(高機能自閉症か)があるが、親は障害を受容できない。特に、父親は、母(フィリピン人)の甘やかしと責める。医療機関等で診断を受けさせ、適切な教育が必要と、教育相談部で働きかけたが、困難であった。」(ケース No.484)

逆に、ニューカマーの子どもが適応に失敗している場合、支援者の側がその問題行動を ADHD、多動症などの障害に起因すると疑う場合もある。「聾」といった明白な障害がある場合は別として、多動など発達障害の症状を示したとき、それが異文化状況に置かれたことによって引き起こされ

ているのか、それとも本来的に発達障害に起因しているのか、あるいは、親と引き離されたことによる心理精神的疾患なのかが見分けにくいのも事実である。

6-3 問題への対応

挙げられた42ケースのうち、解決がなされたと述べている例は1ケースにとどまる。また、連携先を挙げた事例は、日本語教室が1ケースで挙げられただけである。ニューカマーの子どもの問題については、相談できる外部機関がほとんどないという現状が見てとれる。

ニューカマーの子どもの問題が未解決のままになる蓋然性が高いことは、「学校内では解決できないと感じたが、外部機関と連携しなかった事例の問題」(図表1-10(第報))において、小学校は26.9%、中学校は18.8%が連携がとれなかったと回答していることから分かる。ニューカマーの子どもの問題の未連携率は、全体平均の約2倍であって、それ以外のすべての問題よりもはるかに高い。

その結果、学校の姿勢としては、子どもが自然に適應するのを待つということになる。また、日本人の親と違い、子どもを就学させる義務を持たない外国人の保護者の場合、学校に対して希望を伝えることにも消極的になる。あるいは、学校とコミュニケーションがとりにくいため、手をこまねていることが多い。また、家庭事情が複雑であったり、来日した背景が不透明であったりする場合は、学校も家庭に踏み込みにくい。その結果、適應できる子どもも一部はいるものの、すでに述べたように、多くは、特に学力面で課題を抱える存在となっている。

6-4 今後の課題

学校が外部機関と連携を要する問題は多様であり、その問題の性質によって連携のあり方が異なる。ニューカマーの子どもの場合、つぎのような点を考慮しながら、連携のあり方を考えていく必要がある。

まず、日本においてニューカマーの受け入れはまだ日が浅く、その受け入れの公的な専門機関が存在していない。これは、国として移民についての政策が存在しないことが遠因としてある。そうしたとき、場合によっては、不就学の子どもがいても、誰もその存在を知らない、あるいは知っていても黙認・放置されるということも起こる。¹⁾

したがって、ニューカマーの子どもの存在自体について、何らかの形でその情報を集約できる機関あるいは組織が求められる。集住地域では、ニューカマー同士の横のネットワークがその役割を果たしている場合もある。だが、本調査の対象となった都市型散在地域では、それも期待できない。さらに、保護者の在住資格が不安定な場合、保護者がそういう組織に自発的に足を運ぶことは期待できない。

こうしたとき、ニューカマーの子どもについての情報集約は、地域の日本語教室が互いに情報交換することによるインフォーマルな形をとることになる。あるいは、各地域において日本語教室の代表となっているキーパーソン同士のつながりの中で情報を積み上げていくというのが現状である。

各学校に派遣されている日本語指導員が学校に対してアドバイスを与え、効果を挙げる場合もあるが、本調査で42ケースのうちわずか1例だけが日本語指導員が介在して問題が解決できたと述べている。ここから言えることは、日本語指導員の位置づけをもっと強化することも検討すべきであると思われる。すなわち、単に日本語を教えるという役割に限定せずに、その学区におけ

る不就学あるいは不登校の外国人の子どもとも接触する、あるいは教育状況を把握するという役割もありうる。これは、日本語指導員が学校の正規の職員ではなく、学校と外部の接点に立つという立場を生かすものであり、「多文化ソーシャルワーカー」(石河 2003)あるいは「エスニック・ソーシャルワーカー」(内海・横沢 2008)的な活動を期待するものである。²⁾

ただし、このとき、プライバシー上の問題もあり、日本語指導員が知りえた情報は教育委員会に報告するのではなく、各学校の内部資料にとどめるべきであろう。また、報告義務を課すのではない、ゆるやかな情報の把握にとどめるべきである。さらに、日ごろから地域の日本語教室と連絡がある各国際交流協会をハブにして情報を共有することもありうる。その情報の活用の仕方は、主に地域の日本語教室を紹介することになるだろう。

このような情報共有の一例として、また、学校の連携先として、地域の日本語・学習支援教室の一つの事例を紹介する。それは、筆者が代表として、埼玉大学教育学部と埼玉県国際交流協会の共催という形で運営している「多文化共生広場」である。

同広場での支援は学生ボランティアが主体となされ、それに日本語指導のベテランがアドバイザーとして関わっている。(同広場への参加は、本学部の「学校フィールドスタディ B」としても履修できる。)このような協働体制によって、同広場は外国人の子どもにとって単に日本語学習の場としてではなく、学校の教科の学習の場ともなり、また居場所としての意味を持っている。また、ほとんどが教員志望である参加学生にとっては、多文化問題に理解をもつ教員として育っていく場にもなっている。

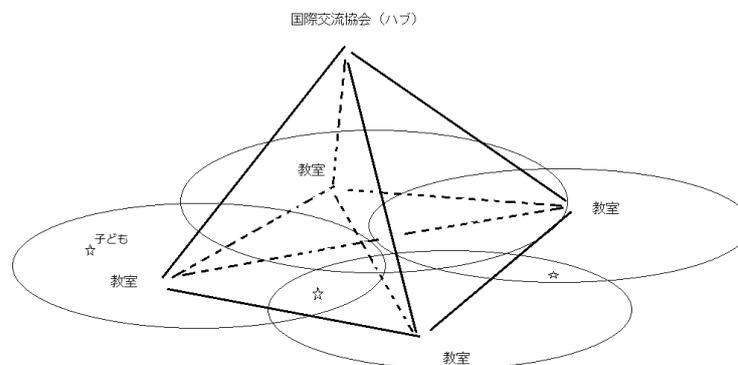
同広場に通ってくる子どもの保護者が同広場の存在を知るには、つぎのようにいくつかのルートがある。1)最も多いのは、各学校またそこに派遣されている日本語指導員からの紹介という場合である。(実際に通うかどうかは、保護者の判断になる。)これは、各学校の日本語指導員に対しては、同広場を後援しているS市教委が各学校に同広場のチラシを毎年配布し、その存在を周知させてくれていることも与かっている。2)国際交流協会や他の日本語教室からの紹介という場合や、3)また、夏に開催される外国人の子どものための高校進学ガイダンスへの参加が契機になる場合もある。

同広場の日本語指導アドバイザーは、それまでの経験を通じて各学校の日本語指導員、あるいは他の地域の日本語教室の指導員とも面識があり、各学校にいる子どもたちについての情報を積極的に共有し合っている。

このようにして、同広場は、単に外国人の子どもへの日本語・学習支援の場としてだけでなく、支援をトータルにとらえることで、今後の地域における学校・教育委員会・日本語/学習支援教室の連携についての一つのモデルを提供していると思われる。

ネットワークという視点からとらえるならば、散在型地域であるS市におけるニューカマーの子どもへの支援ネットワークは、集住型地域とは違って必ずしも「地域に根ざす」教室ではない。もともと、同地域におけるニューカマーの子どもは、集住型地域と異なり、同国人間の日常的なネットワークを作りにくい。大宮という交通条件が良い立地から、片道30分ほど電車で遠方から通ってくる子どもも多い。彼らは週に1回顔を会わせるのが普通である。そういう意味で、同広場は、地域の「社会関係資本」(言いかえると、結束型のネットワーク)というよりも、外国につながるのある子どもにとって「弱い紐帯」(グラノヴェッター)のネットワークである。この「弱い紐帯」のゆえに、顔を見せなくなる子どももいる。だが、同広場で同じ状況にある子どもたち同士が同じ場で活動することは、彼らにとって支えになっていると思われる。

S市におけるこのような特性によって、日本語教室間の関係も「ゆるやかな横のネットワーク」的関係となる。また、すでに述べたように、国際交流協会は、それらの横のネットワークにとって、全体を俯瞰するハブとしての位置づけとなるだろう。図表 6-2 は、これらのネットワーク関係を図示したものである。



図表 6-2 散在型地域におけるニューカマー支援ネットワーク

注

- 1) 外国人の子どもの不就学の実態ははっきりと把握されていない。(殿村 2008)は、そういう非把握あるいは不就学児童生徒が全国で約 27000 人に上ると推定している。
- 2) S県では、平成 20 年度から新たに外国人住民と県や市町村などとの橋渡しをする「埼玉県多文化共生キーパーソン」を 170 人に委嘱する事業を開始している。

謝辞

この報告の執筆にあたって、「多文化共生広場」の発足から関わっている市民アドバイザーの方々、とりわけ山尾三枝子氏から貴重な意見をいただいた。記して感謝申し上げます。

引用文献

- 石河久美子『異文化間ソーシャルワーク - 多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践』川島書店, 2003
- 内海由美子・横沢由実「日本語指導が必要な外国人児童生徒散在地域における支援のあり方について 「日本語学習支援ネットワーク会議 07 in YAMAGATA」の開催から見てきたこと」『山形大学留学生教育と研究』第 1 号. 2008
- 殿村琴子「外国人子女の「不就学」問題について」『Life Design Report(第一生命)』2008/7-8

(2012 年 11 月 12 日提出)

(2013 年 1 月 11 日受理)